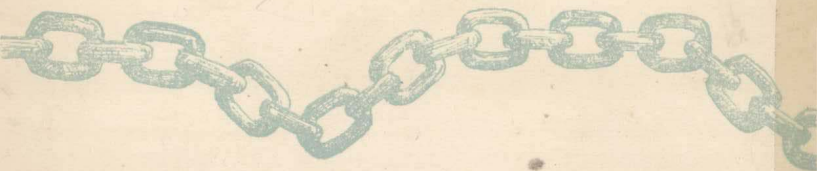


"三橋公判"記

鹿地亘のお父さんへ

山田清三郎



“三橋公判”記

鹿地亘のお父さんへ

山田清三郎



理論社

“無電室”のある“三橋”の家

“三橋公判”記

1953年4月25日 第一刷

定 価 120円

1953年5月1日 發 行

著 者 やま だ せい ざう 山 田 清 三 郎

發 行 者 小 宮 山 量 平

印 刷 所 鎌倉印刷株式會社

東京都千代田區神田神保町一丁目六四番地

發 行 所 株式會社 理 論 社

電 話 神 田 (25)三八八一番
振替口座東京九五七三六番

落丁本亂丁本はおとりかいたします

まえがき

1 ま え が き

鹿地事件のなから、とつぜんとび出してきた、いわゆる電波男の三橋正雄——この鹿地事件にたいする国民的な怒りを、かつさらうように、彼の「スパイ」事件の方にもって行つた、すくなくとももっていかうとした、この奇怪な人物の「電波法」にかかる裁判ほど、インチキで国民をばかにした裁判を、私はしりません。

もっとも、戦後、三鷹事件、松川事件、メーデー事件、練馬事件にたいする裁判のような、恐ろしいインチキ裁判、一系列の植民地的裁判が、おこなわれ、日本の司法権が、米帝国主義者の政治的インボウによって、極度におびやかされているのは、知られている通りであります。ただ三橋裁判は、うたがいもなく、それらと同じ系列の裁判に、ぞくしながらも、被告自身が架空の事件を「買って」出ている、あるいは「買わされて」いるという点で、特殊なものがあリ、さらにこの裁判が、検察官と被告と、そしておそらくは弁護人も裁判所も、なれ合った猿芝居であつたということが、注目すべきであると思います。

私は、東京地裁でおこなわれたこの公判を、第十回の判決日をのぞいて一回から九回まで、欠かさず傍聴しましたが、この三橋裁判が、猿芝居であることを、頭では承知しながらも、な

お心の片隅では、裁判所による国民の人権擁護に、何か期待したい祈りのようなものを、もちつづけていたのです。裁判長竹内信彌氏は、もくもくとしていて、多く言葉を用いませんでしたし、作爲された事件のボロは、素人眼にも、つくろいがたいほど、つぎつぎと法廷に、さらけ出されたからであります。

しかし判決は、三橋正雄に、懲役四月をいわたしました。私は当日の夕刊に出た判決を、ちょうど大阪から京都にむかう阪急電車のなかでよんで、同行の山田善二郎君と共に、いっしょだった法律学者の戒能通孝氏に、たしかな傍証がなくても、自供だけで有罪にできるのですかと、まじめにたずねたほどです。そのとき私たちは、大阪、中の島公会堂での一鹿地事件人権擁護講演会」を、前夜すませて、京都の同じ講演会に、のぞむところだったのです。

「二審で被告が供述を否定すれば、審理のやりなおしの余地はある。」と、戒能氏はいわれましたが、いま私は、憎しみと侮蔑と憤りのあらゆる否定的な感情を抑えて、「基地の子」三橋正雄君に、その勇気をもとめる同胞としての最後の望みを、なお捨てかねているといったら、私は、誰かに笑われなければならないでしょうか。

ともあれ、この書は、そういう心持の私が、三橋猿芝居裁判について、祖国を愛し、民族の独立と平和を欲する国民の立場に、みちびかれて、脚と、眼と、民族の良心とでかいた、偽らざる公判記であります。私は、これを、遠く九州にあって、愛する息子の身を案じ、新聞にはやしたてられる三橋裁判の成行に、心を勞されていた鹿地亘のお父さん、瀬口真喜郎老に、第一におしらせしたい気持でかきました。

猿芝居三橋裁判は、さばくものも、さばかれるものも、彼らの心にあるものといえば、鹿地事件の責任を、なんとか逃れようとする、米帝国主義者にたいする、卑屈な忠義だてと、売国的な片棒かつぎであって、そのためには、どんなに法廷をけがし、国民を愚弄することも、彼らはあえて辞さなかったのであります。そして、そのことは、これをよんでくださる一人一人に、はっきりわかつていただけることを、私は信じてうたがいません。

前後十回にわたり、東京地裁でおこなわれた三橋裁判は、はじめからしまいまで、まるで赤本の探偵小説をさながらに、法廷にくりひろげること、人びとをその猟奇的な興味につれこみ、国民をあざむくとともに、あくまで鹿地亘氏を「スパイ」に仕立てようとしたものでしたが、そのことはうまくはいかず、かえって彼らのその悪だくらみが、私の手をかりて、このだんがいと審判の書をかかせたのは、きびしい皮肉というべきでしょう。

一九五三・四・一

著 者

山 田 清 三 郎

一八九六年

京都市に生る

少年時より労働に従事

その後プロレタリア文学運動に参加

ソヴェトで抑留生活を送る

日本プロレタリア文学運動史

ソヴェト市民生活の現実

その他の小説集がある

東京都杉並区和田本町九九五

一九四一—五〇年
著 書

現 住 所

鹿地亘のお父さんへ

三橋公判記

目次

まえがき	1
1 恐るべき政治的陰謀	9
——判決は何を意味する——「喜劇」裏づけ現場検証	
2 仲睦まじい検事と被告	14
——起訴状にかくされた売国的意図——しらじらしい冒頭陳述——猿芝居の猿三橋正雄	
3 てのひらかえす新聞記事	25
——陰險な布石——卑劣な病状鑑定——しつこい鹿地引出しの策略	
4 ならべたてたトリック	33
——無電機のおやしい鑑定——二人の外人に謎を背負わす——気の早い弁護人とまたもや鹿地引出し	
5 三橋怪電波傍受せず	43

9	法廷を支配した人間精神……………	87
8	三橋本音をもらす……………	75
	——「鹿地逮捕後もソ連人と連絡」——共同謀議は岩崎邸で——寄席でも通らない下手な手品——あきれた漫評	
7	架空会見のボロ……………	58
	——尋問は急所をさけて——「誓約書」はアメリカ式——猿廻しは舞台裏に——「紐」はどうしてついたか	
6	国際心理戦争を法廷に……………	53
	——謎のハガキの「實在」証明——筆跡かんでいのナンセンス——大本營発表とそっくり	
	——鹿地氏主治医宅に発砲——人形の腹に暗号文——問題のハガキと永井警部——電波監理局船野氏の証言	

——おかしがたい北博士の病状証言——人道主義の無言の抗議——三橋正雄の本来の姿	10
鹿地関係の全面的破綻	96
——意味を失った二人の外人——弟をかばう三橋フジ子さん——架空会見重ねてボロを出す	11
始末をいそぐ法廷	102
——暗号電文の神秘性一言でふきとぶ——論告はつぎはぎ細工——猿が函をむいた最終陳述	12
判決は売国的仕上げ	108
——三橋をさばくものは国民——判決文は虚偽虚構と偽瞞の上塗り——〃この膝一度屈すればまた伸ぶべからず〃	115
附・この膝ひとたび屈すれば……瀬口真喜郎	115

1 恐るべき政治的陰謀

——判決は何を意味する？——「喜劇」裏づけ現場検証

鹿地亘のお父さん——

あなたの最愛の、そしてりっぱな息子である鹿地亘氏、私にとっては、約三十年前からの古い、そしてもっとも尊敬する友人である鹿地亘君を、何かわけのわからぬ「スパイ」に、でっちあげるために、東京地裁の法廷でおどらされていた、例の「電波男」三橋正雄君に、懲役四月の判決が、ついにいいわたされました。私が、鹿地氏をおとしいれようとしこれからもそうすることを、やめないかもしれない民族の裏切者である三橋を、ここで親しげに君すけでよんでいる理由は、いずれ後でわかっていただけたらと思いますが、遠く九州におられる鹿地のお父さん、あなたは三橋君のこの判決を、どうお考えになつてゐることでしょう。

私自身についていえば、正直のところ、私はこの判決に、一度は、おやと、やや意外のかんじを、もったのです。というのは、私には、楽屋裏が、あまりにもよく見透かされるこの猿芝居裁判で、三橋君が、たとえ四月という短期であっても、実刑を課せられるものとは、想像していなかったからです。で、この判決をしまった一瞬、私は三橋正雄君に、ふと同情の念をさえおぼえたほどの、奇妙な思いにかられたのでした。

あなたも、三橋君が国警本部に「自首」して出て間もなく、彼の自供書なるものの裏づけ捜査について、当時の「毎日新聞」(二十六年十二月十六日付)が報じた記事にふれて、つぎのように、書いていられます。

記事はふるっている。至極滑稽な芝居に見える。その大要は、昨十五日国警の人々が、三橋の自供について実地検証するといつて鶴沼に行った。記者は早朝から今か今かと待ちあぐんでいた時、自動車が見えた。「そら来た」と撮った写真が四つある。新聞には四つ重ねて出ている。記事の見出しは「刑事も三橋にばける」とある。自動車番号は、三一二九六八国警本部の乗用車。巧みに記者をまこうとして、神奈川県庁の玄関にすべりこむ。車からオートバーを被ふせた三橋の下りるのを追っかけ、二階に上り、やっと追着いた。

何ぞはからんオートバーをぬいだら、その男は国警本部の永井警部だ。「図られた」！ 永井警部は真赤になって笑っている。

其の時、既に乗用車はなかった。それから約五分の後藤沢に向う道路で例の三一二九六八番を見附けたが、全速力で逃げようとする。戸塚の踏切で、ストップを食った乗用車に追いつくと、オートバーを頭からかぶったのは刑事許り、三橋は見えない。……六時になつても実地検証は始まらうともしない。……いよいよ実地検証か。ところが、下りたのは平刑事ばかり、検事も、永井警部も、勿論三橋も乗っていない。下りた刑事たちは二人三人連れ立って、ぐるぐる歩き廻っただけ。……藤沢市警にかえると、永井警部は、

あなたかたがにいるのに、三橋は連れ出せませんよ、実地検証？ さあ？ 電波法違反事件として立つても、せいぜい罰金一万円。すぐ釈放されますよ。スパイを自供した男が、新聞に顔を出され

たらどうなるでしょう。本人の身になって下さいよ。

とユボしていた。これが国警側のやった実地検証だ。その上永井警部の言葉中、「違反事件として立っても云々」の言葉は、我々には変に響く。何かなれ合っている感じがする。〔「新日本文学」四月号「父は斯く見る」——本書巻末にも収めてある——より〕

じっさい三橋事件は、あなたがお感じになっていたように、つくりあげられた、なれ合い事件なのです。私は、初回いらい最後の判決日だけをのぞいて、ずっと公判を傍聴して、法廷でもそのことをたしかめたのです。それで、判決は、せいぜい罰金か、懲役にしても、執行猶予は確実だくらいに、考えていたのです。本人の三橋君も、おどろいたものと見え、いいわたしの瞬間、顔いろが蒼ざめ、即日控訴を申立てたとのことですが、裁判所は何故、三橋君に、一見不審とも、冷酷とも思われる、このような判決を、くだしたのでしょうか。

その疑問を解くには、私は、その判決理由について、よく検討してみる必要があると思います。あなたも、新聞でおよみになったことと思いますが、その要旨は、こうなっておりますね。

戦後ソ連軍に抑留され、ソ連機関よりソ連本国と在日ソ連代表部との連絡に当ることを求められ、帰国のためやむなしとして誓約した。二十四年一月はじめ米軍CICより出頭を命ぜられソ連抑留当時の模様をきかれたさい、むしろ今後は米軍と協力するためソ連との連絡をすべて報告することを約束した。

その後は米軍との協力を秘してソ連人ほか数名と街頭連絡し、同年四月ごろから二十七年十二月までの間数十回にわたり、東京都練馬区豊玉上二ノ一九高岡ときよさんならびに北多摩郡保谷町下保谷二三八の自宅で許可なく無線局を開設し、送受信を行ったものである。

弁護人は被告人の行為が米軍の命令によってなされたもので、条約発効までの占領下においては、違法性は阻却されると主張するが、本件は被告の任意の協力によるもので、命令があったことを前提とする主張は容れられない。また弁護人は違法性にかけるとしても生命の危険による緊急避難行為であると主張するが、これもソヴェト抑留中の誓約に違背したために、生命の危険を生ずると認めるべき証拠はない。

およそ健全なる社会生活は国内的關係におけると否とにかかわらず、相互の理解と信頼を基礎としてのみ成立するもので、このことは敗戦による久しい虚脱から立ち上り、独立と主権を回復し、国際社会に名譽ある一員として復歸することになったわが国において、とくに痛感されることである。新憲法により恒久平和の理想を掲げることもこれに外ならない。したがってこれらの事情に徴すれば、国民の一員である被告人が本件犯行に出たことはその動機の如何にかかわらず、まことに遺憾とすることであつて情状輕しとはいえない。

しかしながら誓約に違背した場合、危険については被告人は無視しえず、はんもんしたであらうこともうかがえるので事情をくんで懲役四月を宣告した。(夕刊読売、三月二十日)

鹿地のお父さん、なんともっともらしい言葉で綴られた、判決文でしょう。これで見ると、三橋君の犯行なるものが、すこしの疑いもなく、じっさいにあったものと、その全部が、肯定されています。ただここでは「ソ連人ほか、数名と街頭連絡し」と、いわゆる共犯關係者が、ぼかされ、鹿地氏の名も、あげていない点が、注目され、そこにこの点にかんする、裁判長のおおいがたい動搖尻尾をだしているとも、見られますが、被告の「犯行」動機を、自由意志によるものであるとし、被告のおこないが、あたかも「独立」と「主権」を回復し、「国際社会」

の「名譽ある一員」として復帰した日本国民の体面を、傷つけるものであるかのように国民に印象づけようとしているのは、まったく子供だましであり、そしてここにこそ、この裁判の全本質といったものが、さらけだされているのではないでしょうか。考えてみると、私が、三橋判決に、はじめ意外とかんじたのは、じつは、この点についての私の考え——觀察と認識が、まだまだ甘かったことを、意味していたのでした。

三橋裁判は、考えれば考えるほど、底しれない深いたくらみをかくした、恐ろしい裁判だったのです。法律的に、三橋君自身についていえば、事件は輕犯罪で、判決も懲役四月にすぎません。ですから、これを、あの三鷹事件や松川事件の裁判にくらべると、何か小さな裁判のようなかんじが、しないでもありません。裁判の毛いろは、もちろんかわっています。三鷹事件や松川事件は、無辜の労働者や青年たちが、恐るべき犯罪の濡衣を、きせられ、それが公判にまわったのであり、三橋事件は、三橋君自身が「犯行」を「自首」して出た裁判だという、ちがいはあります。しかし、それがいずれもアメリカ帝国主義者の、戦争政策に発するおそろべき政治的インボウとつながっていることでは、まったく異なるところはないと思います。そしてもしもこの裁判を、このまま見逃しておくならば、三橋事件の真相は、国民のまえに、おおいにかくされ、したがって、鹿地氏にたいする「三橋関係」のうたがいは解かれず、そこから第二第三の鹿地事件が、つくりだされるおそれが、じゅうぶんあると考えられます。

そこで、私は、この奇怪なインチキ裁判——日本と日本国民にたいして、寝首をかくようなおそろべき政治的インボウをかくした、三橋公判の真実について、あなたと全国民のまえに、

この報告書をかくことにしました。

2 仲睦まじい検事と被告

——起訴状にかくされた売国的意図——しらじらしい冒頭陳述

——猿芝居の猿三橋正雄

鹿地亘のお父さん——

順序を追って、第一回の公判からおしらせすることにしましょう。

第一回の公判は、二月七日（一九五三年）、東京地裁の二一号法廷でひらかれました。二一号法廷といえは、三日前の四日から、メーデーの統一公判が行われている大法廷です。刑事上の事件としては、軽犯罪にぞくし、罰則も最高懲役一年、罰金五万円にすぎない、電波法違反の審理に、東京地裁第一の大きな法廷が、用いられたのは、裁判所側が、この裁判に、どんなに国民の大きな興味と関心が、あつまっているかを、予想すると共に、さらに大勢の傍聴人を入れて、それをあおりたてようとしたものに、ちがひありません。

じじつ、多くの国民は、この裁判に、ひじょうに心をひかれていたのは、否めません。なにしろ、前年（二十七年）の十一月なかばに、鹿地氏失踪事件なるものが、いっばんにもひろく伝えられていらい、新聞に、ラジオに、また雑誌に、鹿地事件のことは、さかんに報道せられていよいよアメリカ軍による不法監禁の事実が、あきらかとなり、問題が衆議院の法務委員会と